

■ 議 事

諮問事項（2） 健康寿命の延伸・高齢者が活躍できる社会づくり
について 1～2ページ

諮問事項（3） 既存事業の見直しについて

- ① 敬老祝金事業 3ページ
- ② 高齢者健康長寿サポート事業 4ページ

諮問事項（２）

健康寿命の延伸・高齢者が活躍できる社会づくりについて

○ 背景

- ・ 本市の高齢者数、高齢化率は、今後とも、増加、上昇を続けることが見込まれる。
(資料3 2ページ)
- ・ わが国の平均寿命は、本市を含めて、男女とも伸び続けている。(資料3 4ページ)
- ・ 本市の要介護認定率は、今後、上昇することが予想されている。(資料3 6ページ)
- ・ 健康寿命の延伸を図って平均寿命との乖離を縮小する必要がある。(資料3 5ページ)

○ 本市の健康寿命延伸に向けた取り組み

健康長寿への三本柱

食

運動

社会参加

項目	主な取り組み
食	○食育推進事業 ○食生活改善推進員育成事業 ○外食等栄養成分表示店推進事業
運動	○こおりやま生きいき健康ポイント事業 ○遊・悠・友と歩こう元気路～健康ロード～ 認定ウォーキングコースの周知啓発 ○高齢者スポーツ大会 ○介護予防事業 ・おたっしや長寿アンケート（要支援者の把握） ・介護予防講演会 ・介護予防教室、認知症予防教室 ・通いの場の普及啓発
社会参加	○協働のまちづくり推進事業（市民活動支援） ○高齢者健康長寿サポート事業 ○高齢者の就労支援 ○老人クラブ育成事業 ○あさかの学園大学 ○公民館活動 ○高齢者作品展
その他	○健康教育、健康相談の実施 ○各種検診の実施（がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等） ○予防接種（高齢者肺炎球菌、高齢者のインフルエンザ等）

- 高齢社会対策大綱（2018年（平成30年）2月16日閣議決定） 資料2
 - ・ 65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。
 - ・ 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。
 - ・ 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。

○ SDGs未来都市の指定（2019年（令和元年）7月1日 内閣府）

「全世代健康都市圏」創造事業

- ・ 全世代の住民の「真の健康」を達成するため、あらゆるパートナーシップを活用し、「治療」から「予防」への転換を図る。
- ・ 全世代型健康都市を実現することにより、さまざまな課題を解決するとともに、地域の活性化を図る。

○ 健康長寿社会の実現 ⇒ 高齢者が活躍できる社会づくり（目指す姿）

- ・ 高齢者が元気に生きいきと、住み慣れた地域で暮らし続けることができる。
- ・ 働く希望と意欲がある高齢者が、企業やシルバー人材センター等で活躍
- ・ 民生・児童委員、行政相談員、人権擁護委員、保護司等として社会を支える。
- ・ 町内会活動、ボランティア活動等に参加し、地域を支える。
- ・ 通いの場や老人クラブ活動等を通じて、高齢者をはじめ地域の交流が推進される。



すべての世代がともに支えあう地域共生社会の構築

○検討の方向性

項 目	方向性
健康寿命延伸に向けた取り組み	健康寿命延伸に向けた「食」「運動」「社会参加」の取り組みの方向性
食	
運動	
社会参加	企業、団体等との連携 市民の自主的な活動 等
高齢者が活躍できる社会づくり	エイジレス社会での高齢者の活躍

諮問事項（3） 既存事業の見直し

本市の高齢者人口の確実な増加が見込まれており、限られた財源の中で、効果的で持続可能な高齢者施策の展開が必要となっている。

1 敬老祝金事業

○ 現行制度（資料3 13ページ）

- | | | |
|------|------|---|
| 77歳 | 1万円 | 現金交付（誕生月に民生委員が自宅へお届け） |
| 88歳 | 5万円 | 現金交付（同上） |
| 100歳 | 20万円 | 口座振込（誕生日に行われる百歳賀寿贈呈式に市職員が祝状と記念品を持参。祝金は誕生月の20日に口座振込） |

○ 見直しの背景

- 本市の現在の支給額は、全国的にも最高水準（資料3 16～17ページ）
- 支給総額は、2015年度（平成27年度）の見直しにより、一旦大幅に減少したが、対象者数の増加により、その後3年間で約1,900万円増加している。（資料3 15ページ）
- 本市の平均寿命は、平成27年に男女ともに80歳を越え、平成28年は男性80.88歳、女性86.70歳となっている。（資料3 5ページ）
- 77歳（喜寿）を対象としている自治体は、中核市、県内市ともに少数（資料3 16～17ページ）
- 祝金の交付方法が、77歳と88歳は現金（2018年度（平成30年度）4,734件、110,220千円）であり、現金取扱の見直しが求められている。（資料3 15ページ）

○ 見直しの方向性

項目	方向性
対象年齢の見直し	社会情勢の変化への対応 （平均寿命の伸び、中核市・県内事例等）
支給額の見直し	
支給方法の見直し	関係者の負担軽減、事故防止等に配慮

2 高齢者健康長寿サポート事業

○ 現状制度 (資料3 30 ページ)

対象年齢	助成額 (年額)	利用券が使用できるサービス			
		はり・きゅう・ マッサージ	温泉	バス	タクシー
70～74 歳	5,000 円 (500 円×10 枚)	○	○	×	×
75 歳以上	8,000 円 (500 円×16 枚)	○	○	○	○

○ 見直しの背景

- ・ 申請者数、利用枚数ともに増加を続けており、さらに、今後、対象者数の確実な増加が見込まれている。(資料3 31～33 ページ)
- ・ 市民、団体等から要望が寄せられている。
 - ① 利用サービスの拡大 (市営プール、スポーツジム等)
 - ② バス、タクシー利用の 70～74 歳への拡大
 - ③ 1 人あたりの助成額の増額
 - ④ 100 円券の創設

○ 見直しの方向性

項 目	方 向 性
対象年齢の見直し	持続可能な制度の構築 高齢者の健康寿命延伸に資する支援のあり方
助成額の見直し	
利用可能なサービスの見直し	
その他 (健康寿命延伸に資する支援)	